

## 下関市立市民病院共同利用に関する要綱

平成 28 年 6 月 15 日  
要綱第 14 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、下関市立市民病院（以下「病院」という。）と下関医療圏に住所を有する医療機関が、病院の機能の一部を共同利用することにより、それぞれの機能を補完し、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

### (共同利用の対象)

第 2 条 共同利用の対象となる病院の施設、設備等（以下「共同利用施設」という。）は次のとおりとする。

- (1) 共同利用のための専用病床（以下「開放病床」という。）
- (2) 医療機器等
- (3) 研究施設
- (4) その他、院長が必要と認める施設、設備等

### (利用者)

第 3 条 共同利用施設を利用する医師（以下「利用者」という。）は、病院に対して事前に登録医申請をしなければならない。

- 2 登録医申請および登録医制度に関する規程は別に定める。

### (利用者の義務)

第 4 条 利用者は、病院の諸規程を遵守しなければならない。

- 2 共同利用時に知り得た個人情報を、正当な理由なく、第三者に開示、漏洩してはならない。

### (開放病床の利用)

第 5 条 第 2 条第 1 号に定める開放病床は、別表のとおりとする。ただし、開放病床が満床の場合は、適宜、他の病床を利用する。

- 2 利用者は、開放病床の入院患者の診療及び指導について、病院の主治医と共同して行うものとする。主治医が不在の場合は、当該診療科の医師が代行する。

### (医療事故等)

第 6 条 共同利用時に生じた医療事故等については、病院の諸規程に基づき、双方協議のうえ対応する。

### (診療報酬の請求)

第 7 条 共同利用に伴う診療報酬の請求は、利用者の属する医療機関と病院双方が独自

---

---

に行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

別表

開放病床について

病 棟 名	病 室
緩和ケア病棟	7 2 2号室（2床室）のうち2床
6階東病棟	6 1 3号室（4床室）のうち1床
5階東病棟	5 1 2号室（4床室）のうち1床
4階東病棟	4 1 3号室（4床室）のうち1床